

内務省「児童読物改善ニ関スル指示要綱」をめぐって  
—佐伯郁郎旧蔵資料によるテキストの確定—

浅岡 靖央

はじめに

「児童読物改善ニ関スル指示要綱」（以下、「指示要綱」と略）は、昭和十三（一九三八）年十月に、児童向け読物全般の国家統制を目的として、内務省警保局図書課（以下、「内務省」と略）が、児童図書出版業者と児童雑誌編集者に配布した文書である。

日中戦争を背景にする国民精神総動員体制のもとで、次代をになうべき子どもたちに届けられるすべての読物を、国家の意図によって統制しようとするその企ては、当時の児童文学界に多大な影響を及ぼした。さらに、その後の児童文化全体に対する国家統制、すなわち昭和十六（一九四一）年十二月の日本少年国民文化協会設立への端緒を開いたものとして、児童文学史ならびに児童文化史において注目され、さまざまに論じられてきたことは、ここで改めて言うまでもない。

その一方で、そのように歴史的意義が認められてきた「指示要綱」であるにも関わらず、これまで長い間、定まったテキストが存在しないという事態が続いていた。それは、内務省が配布した文書そのものの存在が確認できないことと、さらにその全文を掲載した、当時の新聞・雑誌・単行本などを見ていくと、大きく二点について表記の揺れが存在しているためである。一点はその表題（正式名称）であり、もう一点はその内容に含まれている「編輯上ノ注意事項」に見られる一つの表現である（具体的には後述する）。

本ノートは、近年発見された、内務官僚として「指示要綱」の制定を推進した佐伯郁郎本人が遺した文書（「佐伯郁郎旧蔵資料」とする）により、「指示要綱」のテキストを確定しようとするものである。

一、『児童読物改善ニ関スル指示要綱』

「佐伯郁郎旧蔵資料」の中に、関係者に配布された「指示要綱」原本と推定される文書『児童読物改善ニ関スル指示要綱』が存在している。これについては、すでに村山龍が「大衆の〈国民〉化に影響を与えた戦時下の児童文化統制—佐伯郁郎と『児童読物改善ニ関スル指示要綱』—」<sup>2</sup>において、その紹介ならびに制定過程について詳述しているが、それでも「指示要綱」全文のまとまった表記は見られない<sup>3</sup>。そこで、まずその原本と推定される文書の全文を、各頁ごとに、その当時の表記のまま（漢字はほぼ旧字体）、次に示しておく。現物は、薬半紙B5判にタイプ印刷され綴じられている。なお、「」内は、便宜上、筆者が加えたものである。

〔表紙〕

昭和十三年十月

児童讀物改善ニ關スル指示要綱

内務省警保局圖書課

〔1頁〕

廢止スベキ事項

〔2頁〕

一、活字

(1)六號及ビ八ポイント以下ノ活字ノ使用―但シ幼兒向ノモノニアリテハ十二ポイント以上タルコト

(2)振假名ノ使用―但シ特殊ノモノ、固有名詞ハコノ限りニ非ス

(注意)

(イ)右ノ廢止ニ因リ行間ヲ詰メルコトナキヤウ注意スルコト

(ロ)色刷ノ上ニ印刷スル場合ニ於テハ特ニ活字ノ大キサ、色彩ノ配合ヲ注意スルコト

一、懸賞

何等實質の内容ヲ有セズ、専ラ營業政策上ニ利用セルモノ

一、廣告

(1)誇大ナル自家廣告ノ掲載

(2)宮家献上又ハ御買上ノ記事ノ掲載

(3)顧問、賛助員ノ列記

(4)誇大ナル豫告ノ掲載

〔3頁〕

(イ)次號豫告

(ロ)連載豫告 等

一、附録(オマケ)―但シ正月號ヲ除ク

一、卑猥ナル挿畫

一、卑猥俗惡ナル漫畫及ビ用語 赤本漫畫及ビコノ種程度ノモノ一切

一、極端ニ粗惡ナル繪本―實物ト餘リニカケ離レタルモノ、餘リニ粗惡ナル色彩ノモノ等

一、内容ノ野卑、陰慘、獵奇的ニ涉ル讀物

一、過度ニ感傷的ナルモノ、病的ナルモノ

其ノ他小説ノ戀愛描寫ハ回避シ、「驅け落ち者」等ノ言葉ハ少年少女ノ小説ヨリ排スルコト

〔4頁〕

編輯上ノ注意事項

〔5頁〕

一、教訓的タラズシテ教育的タルコト

一、年齢ニ依リソノ教化及用語ノ程度ヲ考慮スルコト

(1)五、六才前後ノモノ：(イ)繪ハ極メテ健全ナルモノタルコト

(ロ)童話ハ題材ヲ自然ノ凡ユルモノニ求メテ創造的ニシテ詩情豊カナルモノ

特ニ母性愛ノ現ハレタルモノタルコト

將來ノ人格ノ基礎ガ作ラレル最モ大切ナル時代ナルヲ以テ、敬神、忠孝、奉仕、正直誠實、謙讓、勇氣、愛情等ノ日本精神ノ確立ニ資スルモノタルコト

又生産ノ知識、科學知識ヲ興ヘルモノヲ取入ルルコト

(2)用語ハ年齢ニ從ツテ漢字ヲ用ヒ、教科書ノ範圍ヲ出デザルコト

編輯ノ單純化ヲ計ルコト―例ヘバ活字ノ配合、色彩ノ單純化、記事面ト廣告面ノ區別等

〔6頁〕

一、掲載記事ニ對シテ比例制度ヲ確立スルコト―漫畫、小説、記事等ノ割合

一、假作物語ヲ制限スルコト―現在ノ半数以下ニ減ジ、且ツソノ假作物語中ノ時代小説ノ幾篇カラ小國民ノ生活ニ近イ物語又ハ日本國民史ヨリノ建

設のナル部分ニ取材セルモノト代へ又冒險小説ノ幾篇カヲ探險譚、發見譚ノ如キモノニ代ヘルコトヲ考慮スルコト

尚コノ減頁ニ依ツテ得タル頁ヲ左ノ如キ記事ニ充ツルコト

(イ) 科學の知識ニ關スルモノ―從來ノ自然科學ソノモノヲ誠實ニ興味深ク述ベタルモノ以外ニ科學的知識ヲ啓發スル藝術作品ヲ取上グルコト(例ヘバ、爆彈、タンク、飛行機等ノ如キモノニシテモ、ソレ等ノモノノ持ツ機能ヤ本質ニ觸レ得ルテ「マノモト」ニ取扱フコト)

以上ノ他、地理、風俗等ニ關スルモノモ取入ルルコト

(ロ) 歴史の知識ニ關スルモノ―忠臣、孝子、節婦等ノ傳記モノハモトヨリ國民全体又ハ一ツノ集團ノ困難、奮闘、發展等ヲ叙シタルモ

〔7頁〕

ノ、即チ國民史的記事ヲ取上グルコト

(ハ) 古典ヲ平易ニ解説セルモノヲ取上グルコト―但シ兒童ノ讀物ニ適スルモノタルコト

一、漫畫ノ量ヲ減ズルコト―特ニ長篇漫畫ヲ減ズルコト

一、記事ハ可及的ニ専門家ヲ動員スルコト―科學記事ハ科學者ニ、基礎的經濟思想(經濟知識ニ非ズ)ハ經濟學者、實業家二等

一、華美ナル消費面ノ偏重ヲ避ケ、生産面、文化ノ活躍面ヲ取入ルルコト

一、子供ノ質疑ヲ本格的ニ取扱ヒ生活化スル工夫ヲ計ルコト

一、幼年雜誌及ビ繪本ニ「母の頁」ヲ設ケ、「讀ませ方」「讀んだ後の指導法」等ヲ解説スルコト

一、事變記事ノ扱ヒ方ハ、單ニ戰爭美談ノミナラズ、例ヘバ「支那の子供は如何なる遊びをするか」「支那の子供は如何なるおやつを喰べるか」等支那ノ子供ノ生活ニ關スルモノ又ハ支那ノ風物ニ關スルモノ等子供ノ關心ノ對象トナルベキモノヲ取上ケ、子供ニ支那ニ關ス

〔8頁〕

ル知識ヲ興へ、以テ日支ノ提携ヲ積極的ニ強調スルヤウ取計ラフコト。

從ツテ皇軍ノ勇猛果敢ナルコトヲ強調スルノ餘リ支那兵ヲ非常識ニ戲畫化シ、或ハ敵愾心ヲ唆ルノ餘リ支那人ヲ侮辱スル所謂「チヤンコロ」等ニ類スル言葉ヲ使用スルコトハ一切排スルコト

一、挿畫漫畫ニハ責任者ノ名ヲ明記スルコト

以上ハ子供雜誌ヲ基準トシテ立案セルモノナルガ、單行本、漫畫専門雜誌等ニ就テモ右ノ方針ニ準ジテ取扱フコト

## 二、表記の揺れ①表題(正式名称)

「指示要綱」の表題(正式名称)については、当時、「児童読物改善ニ関スル指示要綱」以外に、「編輯改善要項」「児童読物取締要項」「内務省指示事項」「児童読物改善に関する指導要綱」といった様々な呼称が見られた。

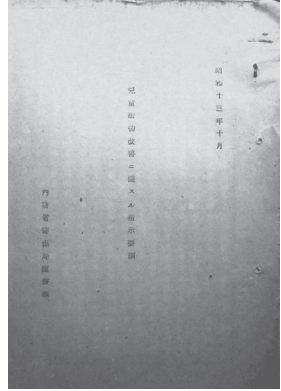
その点をふまえて筆者は、過去に発表した自身の論考ならびに著作のすべてにおいて、そもそも「指示要綱」には一定の表題が提示されていたとは考えにくいとした上で、滑川道夫による「正式には「児童読物改善に関する内務省指示要綱」<sup>4)</sup>という指摘に従って、「児童読物改善ニ関スル内務省指示要綱」と表記してきた。

しかし、前述した村山龍が、すでにその論考において、

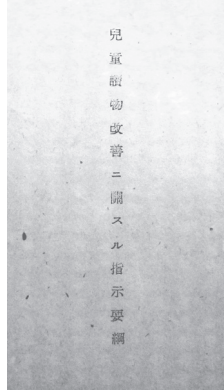
表紙には「児童読物改善ニ関スル指示要綱」とタイプされているので、この名称が内務省で決定された正式名称ということになるだろう。

と指摘しているように、表題(正式名称)は、表紙(図1・図2参照)が示している「児童読物改善ニ関スル指示要綱」(児童読物改善ニ関スル指示要綱)ということになる。

〔図1／表紙〕



〔図2／表紙一部拡大〕



### 三、表記の揺れ②「創造的」か「空想的」か

「編輯上ノ注意事項」の第二項目に、子どもの年齢による考慮を求めた箇所があり、その「五、六才前後ノモノ」において、

(四) 童話ハ題材ヲ自然ノ凡ユルモノニ求メテ創造的ニシテ詩情豊カナルモノ

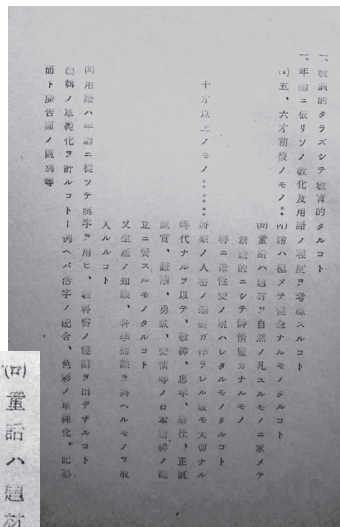
という文言がある。この中にある「創造的」という語については、当時の資料の中では「空想的」と表記されているものが圧倒的に多い。さらにこの文言自体、「指要綱」制定過程において小川未明が内務省に提出した答申案「児童雑誌に対する理想案」に見られる次の文言をほぼそのまま採用している。

童話は材を自然にあらゆるもの、上にとりて空想的にして詩情豊かなるもの<sup>9</sup>。

したがって、筆者もかつて「創造的ニシテ」と紹介されている場合もあるが、小川の答申案からこの箇所だけが何らかの理由で変更されたとは考えにくい<sup>8</sup>として、「空想的」と表記してきた。

しかし、この佐伯郁郎旧蔵資料の文書においては、明らかに「創造的」となっている(図3・図4参照)。佐伯郁郎自身も、当時発表した文章では「創造的」としており、こちらが本来のものであると言えよう。小川未明の答申案に示されていた「空想的」が、なぜその部分だけ「創造的」に替えられたのか、また、なぜ「空想的」として世に広まっていったのか、それらの理由は今となつては判明しがた<sup>10</sup>い。

〔図3／5頁〕



〔図4／5頁一部拡大 (傍線は筆者)〕

(四) 童話ハ題材ヲ自然ノ凡ユル  
創造的ニシテ詩情豊カナル  
特ニ母性愛ノ現ハレタルモ  
將來ノ人希ノ器極ガ作ラレル  
時代ナルヲ以テ、敬神、忠厚  
誠實、謙讓、勇氣、愛憎等ノ

## おわりに

「佐伯郁郎旧蔵資料」には、本稿で扱った原本『児童読物改善二関スル指示要綱』だけではなく、その作成過程において存在した四つの案文をはじめ、佐伯郁郎に提出された、民間人直筆の答申案など、これまで知られていなかった貴重な資料が多数含まれている。

それらの中で、特に注目すべきものとして、霜田静志の意見書「児童読物への希望」の存在がある。これについてはすでに村山龍が、前述の論文に新出資料として全文を紹介した上で詳述しているが、その眼目は、この霜田の意見書に「教訓的でなしに教育的に」という文言が見られることである。「編輯上ノ注意事項」の冒頭に掲げられている「教訓的タラズシテ教育的タルコト」（図3参照）という文言については、これまでに知られていなかった民間人の答申案中に該当する表現は見られなかった。村山が「これは霜田の意見書の反映だと考えられる」と記しているが、その通りだと思う。

新たな資料が出現したことにより、「児童読物改善二関スル指示要綱」の作成過程、その同時代における意義、さらにその後の児童文化政策への影響などについての再検討が必要かと思われる。今後の課題としたい。

最後に、貴重な資料を保存されていた故佐伯郁郎氏、その資料を委ねられて保管・整理されてきた佐伯研二氏、その存在を発見・公表された故村山龍氏に、あらためて感謝するとともに、特に村山氏には心よりそのご冥福を祈りたい。

## 注

- 1 「佐伯郁郎旧蔵資料」は、現在、佐伯郁郎の親族である佐伯研二氏が管理する「人首文庫」（岩手県奥州市）に所蔵されている。
- 2 金ヨロン・尾崎名津子・十重田裕一編『言論統制』の近代を問いなおす 検閲が文学と出版にもたらしたもの』花鳥社、二〇一九年、三八―一〇〇頁。
- 3 村山論文の末尾に、「資料3「児童読物改善二関スル指示要綱」改稿過程一覧」として示された表により、全文を知ることができるが、後述するように、この表には見逃すことのできない誤りがある。

4 滑川道夫『日本児童文学の軌跡』理論社、一九八八年、一五八頁。

5 なお、宮本大人は、同様に当時の資料を精査した上で、「正式の表題が無かったと考えられる」としながら、便宜上「児童読物改善二関スル指示要綱」を採用している（宮本大人「児童読物改善二関スル指示要綱」鳥越信編『はじめて学ぶ日本の絵本史Ⅱ』ミネルヴァ書房、二〇〇二年、三五五頁）。

6 前掲2、五七頁。

7 「幼少年少女雑誌改善に関する答申案」『出版警察資料』第三二号、内務省警保局図書課、発行年月不明、七二頁。

8 浅岡靖央「児童読物改善二関スル内務省指示要綱」の成立―「幼少年少女雑誌改善に関する答申案」との照合―『児童文学研究』第二十七号、日本児童文学学会、一九九四年、一〇四頁。

9 佐伯郁郎「児童図書出版政策（私見）」教育科学研究会編『児童文化 上』西村書店、一九四一年、七二頁。同「日本少年国民文化協会の設立まで」『新児童文化 第四冊』有光社、一九四二年、一三七頁。

10 なお、村山龍は、前掲3の「資料3「児童読物改善二関スル指示要綱」改稿過程一覧」において、なぜか該当する箇所を「空想的」と記している（前掲二、九四頁）。単なる見落としかと思えるが、残念なことに村山氏は二〇二〇年四月に急逝されており、この点を確認することはできない。